

## 2 大規模地震等に関連する情報や警戒宣言発表時及び発生時の対応

### (1) 大規模地震の定義

大規模地震は、次のとおり定義する。

震災時における教職員の動員体制の自動参集の規準である、

**「市域のいずれかで、震度 5 強以上の地震が観測されたとき」**

自校の区や地域が震度 5 強以上の地震でない場合でも、横浜市内のどこか 1 地点でも震度 5 強以上が観測されれば、全校で大規模地震が発生した場合の初期対応を行う。

### (2) 基本方針

#### ① 目的

警戒宣言発令及び発生に伴い、児童の安全確保に万全を期すとともに、緊急の事態に備え、迅速かつ的確に対応するために必要な事項を定める。尚、この計画は、大地震に基づき「警戒宣言が発令されてから地震が発生するまでの間」または「地震の発生がなく警戒宣言が解除されるまでの間」の応急処置について定めたものであって、地震発生後は、既定の計画に移行するものである。

#### ② 方針

警戒宣言発令及び発生時における基本的対応策は、児童の生命・身体の安全を最優先として計画する。

### (3) 動員配備体制

#### ① 配備・動員計画の基本方針

**○原則として、全教職員を対象とする。**

(注) 再任用職員を含む。また、授業中の発災の際は、臨時的任用職員・非常勤職員・嘱託員等も任務を行う。

**○教職員は、原則として所属動員（勤務校）とする。**

#### ② 動員の事前命令及び自動参集

ア 動員対象職員は、配備体制に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

イ 勤務時間外においては、次のような場合は、動員命令を待つまでもなく、自発的に動員先に、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに全員が参集しなければならない。

ウ 教職員の安否及び参集見込みの把握をより確実に行うため、職員安否・参集確認システムへの登録に努める。

**○市域のいずれかで震度 5 強以上の地震が観測されたとき**

**○東海地震の警戒宣言が発令（予知情報）されたとき**

\* 東海地震「注意情報」のときは、校長、副校長が動員対象となる。

③ 警戒宣言の伝達

- ア 地震予知の情報または警戒宣言の発令を覚知した者は、直ちに学校長に報告する。
- イ 学校長は、前項の報告を受けたときには、直ちにその内容を確認する。
- ウ 学校長は、地震予知の情報または警戒宣言の発令の確認したときには、直ちにその内容を全職員に伝達するとともに、速やかに次に定める配備体制に移行する。

④ 配備体制

- ア 市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測されたとき及び東海地震「警戒宣言」が発令された場合、直ちに対策本部を配置し、初期対応を行う。対策本部は、非常災害防災計画に定める自衛防災組織(非常時)に準じ、本部長には学校長にあたる。尚、対策本部内の活動については、(4)「学校の対策措置」で補説する。
- イ 勤務時間中に警戒宣言の発令及び発生した場合、直ちに対策計画に定める配備体制に移行する。

(4) 大規模地震発生時の避難方法及び一次・二次避難場所

① 

一次避難場所 — 校庭	二次避難場所 — 校舎4階
-------------	---------------

② 児童が在学中の対策

ア 対策

- ・ 大規模地震発生の際は、直ちに授業を打ち切り、保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる(留め置く)こととする。
- ・ 大規模地震にあたらぬ地震(震度5弱以下)の対応については、校長が適切に判断することとする。ただし、次のような場合は、大規模地震発生時と同様の対応を行う。また、学校で預かる(留め置く)際や集団下校させる際は、事前に保護者へ周知する。

- |   |
|---|
| <p>○自校周辺の鉄道等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合<br/>* 東急東横線反町駅、京急線神奈川駅、及び横浜駅を通過する各路線の運行状況で判断する。</p> <p>○学校及び周辺の地域が停電となっていて、児童生徒を安全に帰宅させられないと判断される場合</p> |
|---|

イ 手順と留意事項

- ・ 児童を教室に集め、警戒宣言が発令したことを伝え、または発生した直後の無用な混乱を避けるよう努める。
- ・ 在籍児童数を確認し、下校準備させる。
- ・ 引き取りか集団下校の判断を学校長が行う。
- ・ あらかじめ決められた約束によって各教室で保護者に引き渡す。
- ・ 学区外通学の児童についても学校において保護者に引き渡す。
- ・ 学校長は学校のとった対策の状況を教育委員会に報告する。

※保護者への児童引き渡しについて

引き取りをする際は、学校からメール一斉配信システム及び地区連絡網で連絡する。

<p>非常時において児童生徒の引き渡しに関して保護者への情報伝達が確実に行えるような連絡手段を整えておく。(横浜市学校防災計画 第二部 第三章 第三節1より)</p>
---

## <引き渡しの方法>

### 学校

#### 地震などが発生

被害状況把握(施設の被害状況調査・安全確認・危険箇所立入禁止)

校区の状況把握(通学路とその周辺の被害状況・校区内の家屋の倒壊・交通機関の運行状況)

引き渡し決定(学校長)



全職員に連絡(注意事項など)



引き渡しを開始

(担任は教室で安全の確保をし、引き取りカードに記載されている人を確認して児童を引き渡す)

(保護者等が引き取りに来られない児童はランチルームに集め、学校に留め置く)

### 家庭

#### 地震などが発生

引き取り決定(学校長)



各家庭に連絡(メール一斉配信システム、電話連絡網、地区連絡網)



学校へ引き取りに向かう

**注：引き渡しは、引き取りカードに記載されている人に限る。**

## <集団下校の方法>

#### 地震などが発生

被害状況把握(施設の被害状況調査・安全確認・危険箇所立入禁止)

校区の状況把握(通学路とその周辺の被害状況・校区内の家屋の倒壊・交通機関の運行状況)

集団下校決定(学校長)



全職員に連絡(注意事項など)



家に保護者が所在しているか、鍵の有無を確認



欠席者カードの作成(担任)



欠席者カードを校長室に集める(担任)



登校班教室へ1年から移動(登校班担当は、校長室から欠席者カードを持って移動。)



家に保護者がいない、鍵を持っていない児童はランチルームへ移動。留め置き。



集団下校開始(副校長より放送で指示)

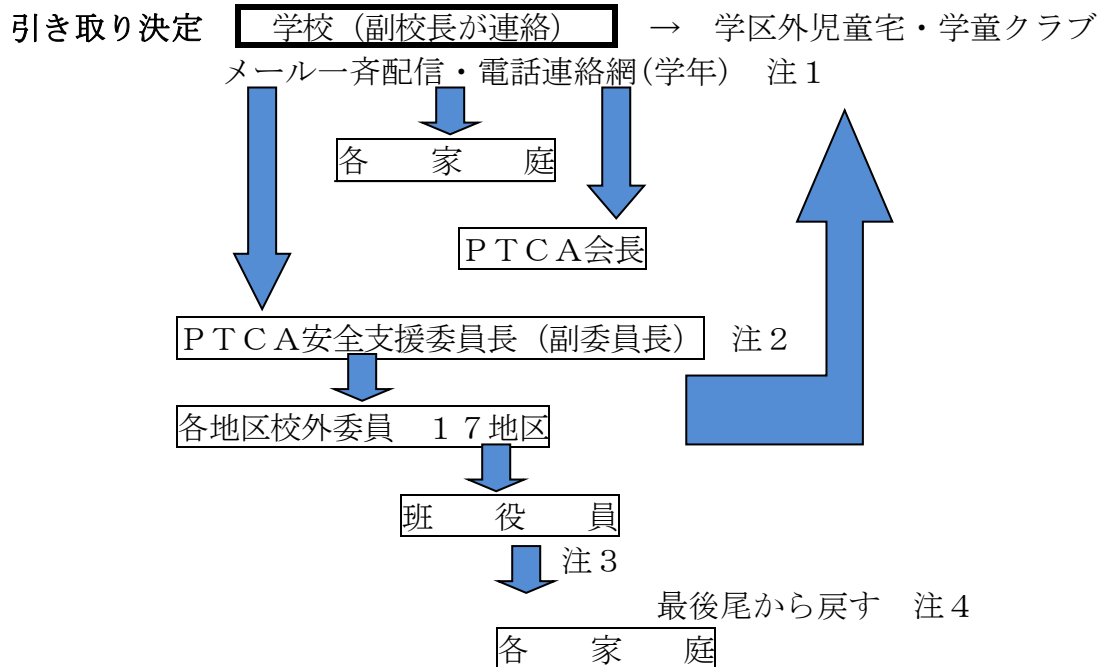
# 欠席者確認カード

年 組

名前

班

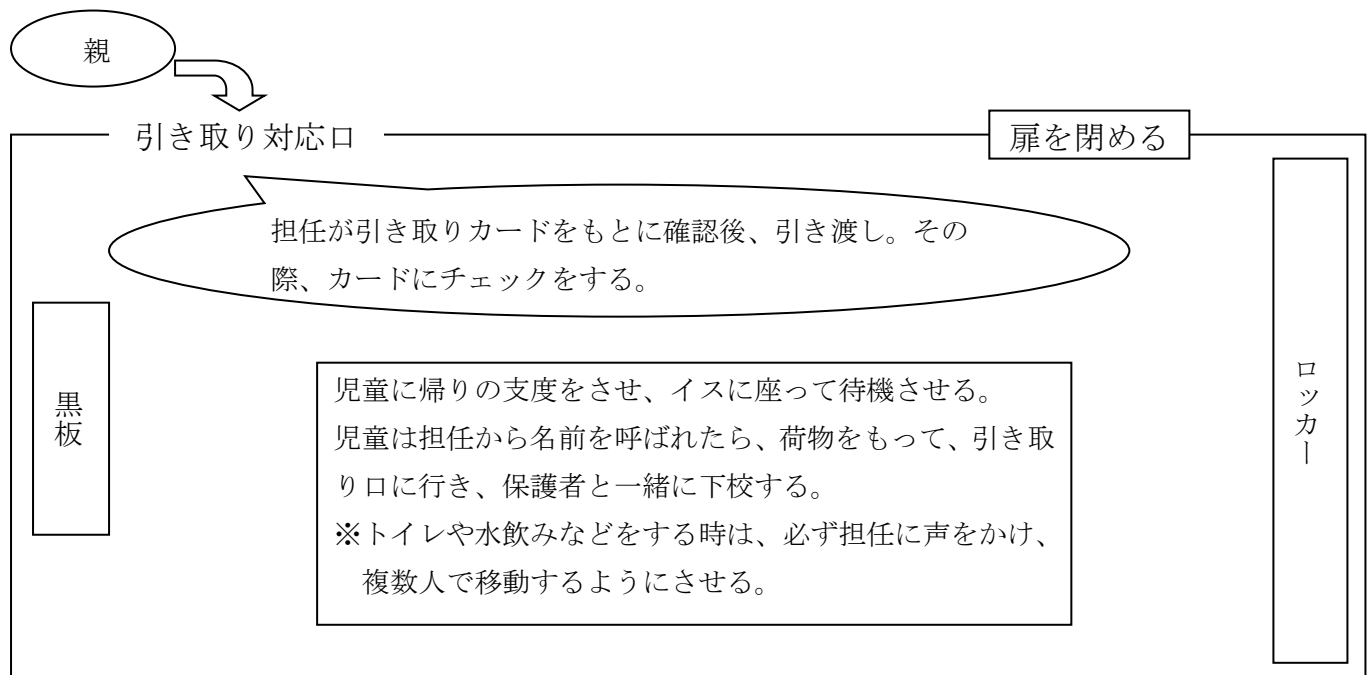
<家庭等への連絡の方法>



- 注1 電話連絡はメール一斉配信システムに登録していない人を対象とする。
- 注2 各地区安全支援委員は地区内班役員全員に伝達し終えた時点で学校へ戻す。
- 注3 学童クラブ下校児童宅へも地区連絡を回す。
- 注4 班内に不在家庭がいた場合、何らかの方法で連絡をする。

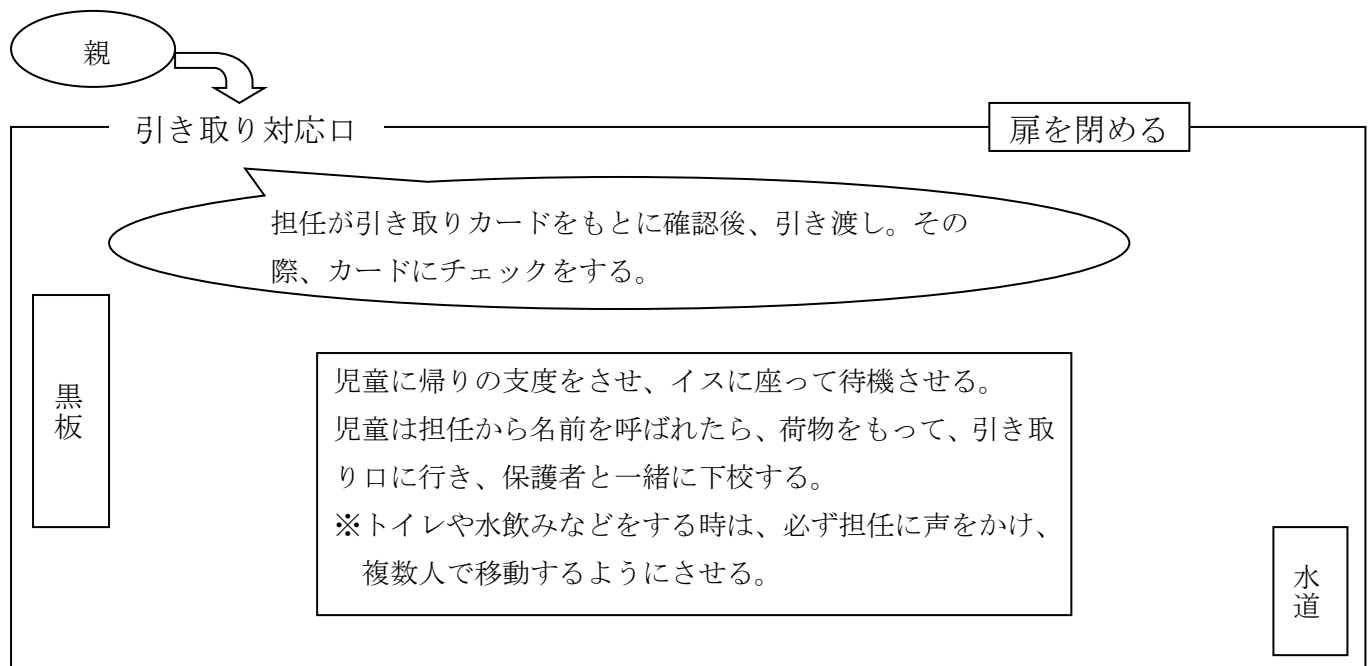
# 引き渡しする時の児童・担任配置図

## 一次引き渡し場所：教室



本部より二次引き取り場所へ移動の指示

## 二次引き渡し場所：ランチルーム



★児童引き渡し・緊急時連絡カード

家庭保管用

児童氏名		性別		学年 学級	年	組
住所						
保護者名		関係		電話	(自宅)	
					(携帯)	
緊急時連絡先	電話( )					
避難場所						
引き取り者	名前					
	児童との関係					

----- キリトリセン -----

学校保管用

児童氏名		性別		学年 学級	年	組	
住所							
保護者名		関係		電話	(自宅)		
					(携帯)		
緊急時連絡先	電話( )						
避難場所							
引き取り者	名前						
	児童との関係						
	引き取り日時	月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分	
		月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分	
学童名							

③ 児童が登下校中の対策

- ・原則として臨時休校とする。
- ・登校途中の児童については、原則として登校を中止して帰宅させる。ただし、そのまま登校の方が安全と判断したら登校させ、登校後は在校中の扱いと同様とする。下校途中の場合もこれに準ずる。
- ・PTCAの組織を通して地区と連絡を取り合う。
- ・学校長は学校のための対策の状況を教育委員会に報告する。

(5) 学校の対策措置

① 重要書類の安全確保

- ・指導要録等学籍関係書類、人事関係書類、その他重要書類を点検し、直ちに耐火書庫に収納する。

② 学校施設設備の安全対策

ア施設の防火点検及び応急補修、設備備品の転倒及び落下防止措置

- ・防火扉、防火シャッターの開閉・昇降機能の点検補修
- ・転倒及び落下の危険があるものの点検と防止措置(特に薬品や書架)
- ・階段、出入り口、非常口、非常階段、避難器具、非常警報設備等の点検補修
- ・その他危険個所の点検補修

イ出火防止措置

- ・暖房器具、電気器具、ガス器具の配線配管の点検

ウ受水槽等への緊急貯水

- ・受水槽、プール等への貯水状況の点検

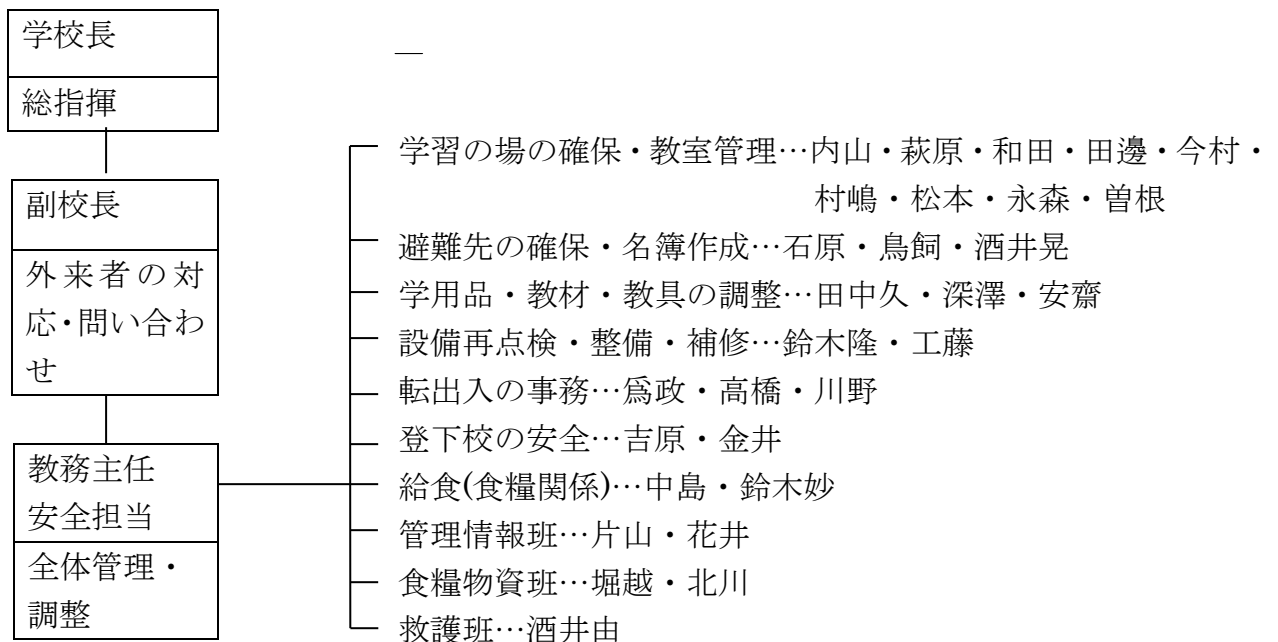
エ消防用設備の点検整備

- ・消火器、消火栓の点検、取扱い方法の確認

オ医療設備の点検整備

- ・医療機材、器具、薬品等の点検整備

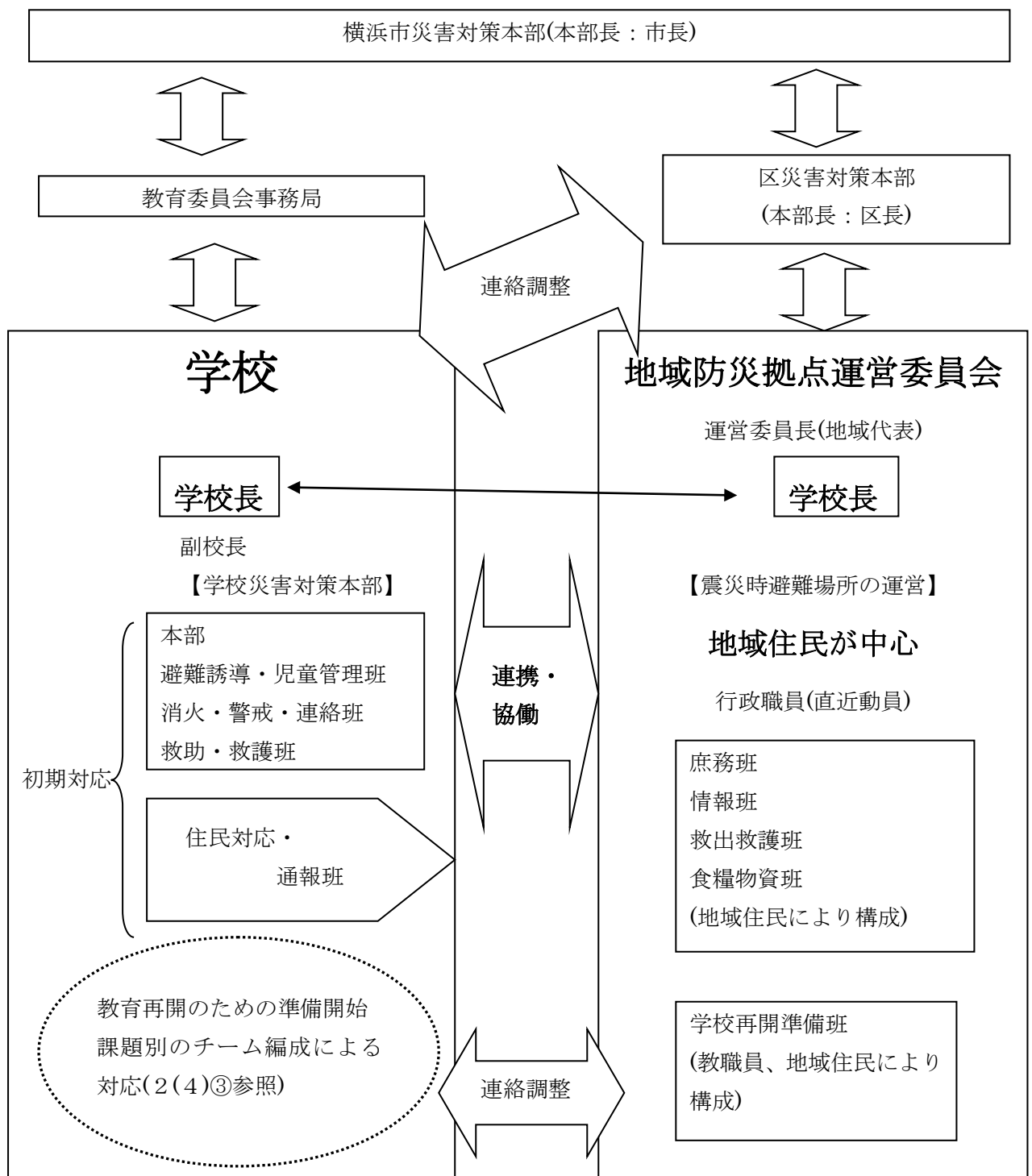
③ 非常時防災組織(青木小学校再開準備組織)



④ 学校と地域防災拠点、教育委員会、区本部との関係

学校は、震災時には、地域防災拠点運営委員会の構成メンバーともなるが、両者が連携・協働して、災害対応にあたる。教育委員会事務局、区災害対策本部との主な連絡調整の項目内容は次のとおり。

- (1) 学校と教育委員会事務局とは、主に①児童生徒・教職員の安否確認、②学校施設の被害状況の把握と応急復旧対策、③応急教育施設の対策、④教材・学用品等の調達、⑤学校給食、⑥応急教育計画、⑦心のケア、⑧その他学校教育の再開に関する事など、学校教育に関する全般的事項について、連絡調整を行う。
- (2) 学校と区災害対策本部とは、①被害情報等の連絡、②避難場所の開設・運営支援に関する事、③避難場所の安全確保など、災害緊急対応・避難者対応に関する事項について、連絡調整を行う。





休日・夜間など勤務時間外

地震発生

校長・  
副校長

教職員

児童生徒  
地域住民

横浜市域で、震度5(強)以上の地震が発生したとき、全教職員は所属校に参集する！

- 校門の鍵保管者等による校門解除
- 地域防災拠点運営委員会ほかメンバーが参集

連絡調整者

学校にいち早く到着し、地域防災拠点運営委員会メンバーと避難場所開設等について協議・調整する。

学校へ  
参集

校長・副校長  
参集

地域防災拠点(運営委員会)の開設

- 非常用放送設備利用
- 地域防災拠点の開設支援

## 学校災害対策本部の設置

参集した教職員により役割分担を行い行動開始

被害状況の把握

児童生徒・教職員の安否

被害状況報告

- ・区災害対策本部への連絡
- ・教育委員会への連絡
- ・外部との対応

- ・休校とするなど保護者へ連絡

避難場所支援班の設置

- 校内の安全確認
- 施設の被害状況調査
- 危険箇所の立ち入り禁止措置
- 避難場所を確認

- 通学地域の被害状況確認
- 児童生徒及び家族の安否確認
- 教職員の安否確認

地域住民避難

児童生徒・保護者

- ・できるだけ早く状況を学校に連絡する。

## (6) 地域団体との連携

- ① 地域の関係機関(区役所・消防署・警察署・医療機関)及び地域団体について、児童の安全確保の協力が得られるように連携を密にしておく。
- ② PTCA に対して、児童を引き渡す方法について十分な打ち合わせをしておく。

## (7) 事前措置

### ① 訓練計画

学校行事(防災計画)に基づき、訓練を重ねておく。

### ② 避難予定地

学校内の安全な場所、避難予定地を常に点検把握するとともに、児童に周知徹底しておく。

### ③ 通学経路

通学経路の状況、家の近くの安全な場所を常に把握するよう児童に周知徹底しておく。

### ④ 児童を学校に保護する場合の計画

ア対象児童の状況把握

特別支援の必要な児童、学区域外からの通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童の氏名、環境等を常に把握しておく。

イ保護者への引き渡し方法

原則として、学校または対策本部において、引き取りカードに記載されている者に引き渡すこととし、予め保護者にその方法を知らせておく。

## (8) 心のケアにあたる際の基本的な姿勢

### ① 震災後の児童と接する時、教職員が気をつけること

- ア、 大人・教職員が落ち着いていること
- イ、 子どもの話をしっかり聞く
- ウ、 正確な情報を伝える
- エ、 身体の手当をする
- オ、 ひとりぼっちにしない
- カ、 子どもを叱らない
- キ、 ふだんの生活を取り戻す

### ② 話を聞く姿勢

- ア、 よく耳を傾ける
- イ、 聞くための十分な時間をつくる  
～腰を据えて、じっくり話を聞くことが大切
- ウ、 相手の立場に立ち、共感をもって対応する
- エ、 声の調子に気をつける  
～声の高さや大きさは、話し手の心理的・精神的な態度を表現する。  
相手に不快感を与えないように注意することが大切
- オ、 問題の原因を決めつけないようにする
- カ、 一番つらいのは、本人であることを受け入れる

### ③ 励ますつもりが逆効果、被害を受けた人を傷つける言葉に気をつける。

(9) その他

① 連絡網

ア 職員緊急連絡網          イ PTCA 緊急連絡網

② 地域住民が収容施設として学校を利用する場合

区長より要請があった場合は、これに応じる。

在 校 時	授業を打ち切りとして、原則として児童は学校において保護者に引き渡す。
学校行事実施中 (宿泊体験学習等)	原則として、行事を中止し、状況によって児童を安全な場所へ避難誘導の上、できるかぎり速やかに帰校する。
登 下 校 時	原則として、学校は臨時休業とする。ただし、登校後・下校前の児童については在校時の扱いと同様とする。
在 宅 時	原則として、学校は臨時休業とする。

※どの場合でも学校から電話連絡できないと思われるので、デジタル放送の「dデータ連動」や広報車などからのニュースをキャッチし、各家庭で判断して行動できるようにさせる。